

平成23年度湯浅町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成23年4月4日

湯浅町教育委員会 議案第3号

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、湯浅町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する3才児、4才児、及び5才児の保護者に対し入園料及び保育料を減免する場合に、湯浅町は、次に定める第1表及び第2表の範囲内において補助を行うものとする。

第1表

区 分	補助対象 経 費	補 助 限 度 額		
		1人就園の場合及び 同一世帯から2人以上 就園している場合 の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上 就園している場合の次 年長者 (第2子)	同一世帯から3人以 上就園している場合 の左以外の園児 (第3子以降)
①生活保護法の規定を受けて いる世帯	入園料・ 保育料の 合計額	年額 223,200円	264,000円	303,000円
②当該年度に納付すべき町 民税が非課税となる世帯		年額 193,200円	249,000円	303,000円
③当該年度に納付すべき町 民税の所得割が非課税と なる世帯		年額 193,200円	249,000円	303,000円
④当該年度に納付すべき町 民税の所得割課税額が 34,500円以下の世帯		年額 109,200円	207,000円	303,000円
⑤当該年度に納付すべき町 民税の所得割課税額が 183,000円以下の世帯		年額 46,800円	175,000円	303,000円

第2表（同一世帯に小学校1～3年生の兄・姉を有する園児に適用することが出来る。）

区 分	補助対象 経 費	補 助 限 度 額	
		小学校1～3年生の兄・姉を1 人有しており就園している場 合の最年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人 有しており、同一世帯から2人以上 就園している場合の左以外の園児 及び 小学校1～3年生に兄・姉を2人 以上有している園児 (第3子以降)
①生活保護法の規定を受け ている世帯	入園料・ 保育料の 合計額	年額 244,000円	年額 303,000円
②当該年度に納付すべき町 民税が非課税となる世帯		年額 222,000円	年額 303,000円
③当該年度に納付すべき町 民税の所得割が非課税と なる世帯		年額 222,000円	年額 303,000円

④当該年度に納付すべき町 民税の所得割課税額が 34,500円以下の世帯	年額 159,000円	年額 303,000円
⑤当該年度に納付すべき町 民税の所得割課税額が 183,000円以下の世帯	年額 111,000円	年額 303,000円

第3条 補助金交付申請書を6月23日まで湯浅町教育委員会に提出するものとする。その場合、事業計画書及び保育料等減免措置に関する調書も併せて提出するものとする。

なお、保育料等減免措置に関する調書には、町民税の課税（非課税）証明書又は、町民税納税通知書（写し）を添付するものとする。

ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉事務所の長の証明書によって替えることができるものとする。

第4条 湯浅町教育委員会は、補助金の交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

第5条 交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免の方法を湯浅町教育委員会に報告するものとする。

第6条 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内、又は、3月20日までのいずれか早い日まで実績報告書を湯浅町教育委員会に提出するものとする。

第7条 補助金の交付を受けた私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えて置かなければならない。

第8条 湯浅町教育委員会は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前条の書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より適用する。